

訪問介護重要事項説明書

＜令和 6 年 4 月 1 日＞

1 支援事業者の概要

名称・法人種別	一般社団法人 天草郡市医師会
代表者氏名	会長 東 一成
所在地 (連絡先)	(住所) 863-0002 熊本県天草市本渡町本戸馬場 1078 番地 2 (電話) 0969-22-2309 (FAX) 0969-24-1554

2 事業所の概要

(1) 事業所の名称及び職員体制

事業所名	(一般社団法人) 天草医師会立天草地域介護センター
所在地 (連絡先)	(住所) 863-0046 熊本県天草市亀場町食場 1181 番地 1 (電話) 0969-22-2511 (FAX) 0969-22-2218
事業者番号	4310710928
サービス 提供責任者	天草地域介護センター 岩崎百合子
ヘルパー	1 人 (常勤) 2 人 (パート) 1 人 (登録)

(2) 事業の実施地域

実施地域	天草市、上天草市、苓北町
------	--------------

(3) 営業時間

営業日	月曜日～金曜日
営業時間	8:30～17:30

※ 必要に応じて土・日・祝祭日でも訪問いたします。

※ お盆、年末年始休暇を頂いています。

3 提供するサービスの内容

(1) 身体介護に関すること

- ア 食事の介護
- イ 排泄の介護
- ウ 衣類着脱の介護
- エ 入浴の介護
- オ 身体の清拭、洗髪
- カ 通院等の介助、その他必要な身体介護

(2) 家事に関すること

- ア 調理
- イ 衣類の洗濯、補修
- ウ 住居等の掃除、整理整頓
- エ 生活必需品、調理具材の買い物
- オ 関係機関との連絡
- カ その他、必要な家事

(2) 相談、助言に関すること

4 費用

(1) 利用料

①要介護 1～5 の認定の場合

身体介護 (20 分未満)	163 単位/回
身体介護 1 (20 分以上 30 分未満)	244 単位/回
身体介護 2 (30 分以上 60 分未満)	387 単位/回
身体介護 ※ (60 分以上 90 分未満) 30 分ごと	567 単位/回 82 単位/回
生活援助 2 (20 分以上 45 分未満)	179 単位/回
生活援助 3 (45 分以上)	220 単位/回

身体に引き続き生活援助を (20 分以上) 行う場合

20 分以上 45 分未満	65 単位/回
45 分以上 70 分未満	130 単位/回
70 分以上	195 単位/回

※身体介護のうち、所要時間が 60 分以上の場合、

567 単位に所要時間 60 分から計算して、所要時間 30 分を増すごとに 82 単位を加算した単位となります。

※利用時間帯により、「夜朝・深夜加算」などが加算されます。

②要支援 1・2 及び訪問型自立支援サービスの認定の場合

介護予防訪問介護 (Ⅰ) < 週 1 回程度の利用が必要な場合 >	1,176 単位/月
介護予防訪問介護 (Ⅱ) < 週 2 回程度の利用が必要な場合 >	2,349 単位/月
介護予防訪問介護 (Ⅲ) < (Ⅱ) を超える利用が必要な場合 >	3,727 単位/月

- ・介護・予防、初回訪問月だけ初回加算 200 単位加算されます。
- ・介護・予防 生活機能向上連携加算が付加される事があります。
- ・介護報酬告示上の額の 1 割または 2 割または 3 割の支払いを受けるものとする。
- ・介護報酬告示上の額に介護保険負担割合証に記載の割合を乗じた額の支払いをうけるものとする。
- ・介護処遇改善加算 (Ⅳ) が利用料金に対し 145/1000 加算されます。

(2) その他

- ・利用者の方のお住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用は自己負担になります。
- ・料金のお支払方法
月末締め、翌月初めまでに現金払いとします。

5 事業所の概要等

(1) 事業の目的

介護が必要な高齢者や疾病や障害をもって在宅で生活しておられる方々に住み慣れた地域社会や家庭で、その人が望むその人らしい生活の実現に向けて、介護や援助等の支援を提供します。

(2) ご利用方法

介護保険制度の訪問介護サービスを利用するには、サービスを受けられる状態かどうかの認定(要介護認定)結果が必要です。認定を受けておられる方は、介護支援専門員の方と相談されて、連絡くださるか、又ご本人ご家族の方が直接連絡を下さい。

認定を受けておられない場合でも当センターまでお気軽にご連絡ください。

(3) サービス利用のために

事項	内容
アセスメントの方法及び事後評価	利用者、家族、又関連機関から必要な情報を得た内容から訪問介護計画書を作成し説明し同意を得ます。 また、介護計画の目標達成状況等を評価しその結果を書面に記載して利用者、家族に説明します。
職員の研修	採用時研修 1ヶ月以内 継続研修年2回 従業者からの相談に応じる担当者 (岩崎百合子) がいます。 -
サービスマニュアル	完備しています。

(4) 高齢者虐待防止のための措置

利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生またはその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設置しています。
- ② 虐待防止のための指針を整備しています。
- ③ 従業者に対し、虐待防止のための研修会を定期的 to 実施しています。
- ④ 担当者を配置しています。

(5) ハラスメント対策の強化

介護サービス事業所の適切なハラスメント対策を強化する観点から、男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、以下のハラスメント対策を講ずる。

- ① ハラスメントの内容、方針の明確化・啓発。
- ② 行為者への厳正な処の方針、寝異様の規定周知・啓発。
- ③ 相談窓口の設置。
- ④ 当事者などのプライバシー保護の為の措置の実施と周知。

(6) 感染対策の強化

感染症の発生またはまん延等に関する取り組みの徹底として、以下の措置を講じる。

- ① 委員会の開催（法人と協同）。
- ② 指針の整備。
- ③ 研修の定期的な実施（感染症対策研修会 年2回開催）。
- ④ 訓練（シュミレーション）の実施。

(7) 事業継続計画書（BCP）

感染症や災害が発生した場合でも、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する、業務体制に向けた取組の強化。

- ① 感染症発生時における業務継続計画を整備。
- ② 災害発生時における業務継続計画を整備。
- ③ 対策を検討する委員会の設置（定期的に見直し、更新履歴を作成する）。

④研修・訓練を定期的に行う（年2回開催）。

6 緊急時の対応方法

サービス提供中に容態の変化等あった場合は、事前の打ち合わせにより
主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡いたします。

主治医	主治医氏名		
	連絡先		
ご家族	氏名		
	連絡先		

7 サービス内容に関する苦情等相談窓口

苦情・相談受付窓口	窓口責任者	岩崎百合子	
	受付電話	0969-22-2511	
	ご利用時間	8:30~17:30	

訪問介護のサービス提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 所在地 熊本県天草市亀場町食場1181番地1

(天草地域介護センター内)

名称 (一社)天草郡市医師会立天草地域介護センター 印

説明者 所属 訪問介護

氏名 岩崎 百合子 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から訪問介護について重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印

代理人(関係) 住所 _____

※利用者が記入できない場合

氏名 _____ 印

個人情報使用同意書

私（利用者及びその家族）の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

1 使用する目的

利用者のための居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議、介護支援専門員と事業者との連絡調整等において必要な場合。

2 使用する事業者の範囲（居宅サービス計画に定めた事業者）

区分（支援・サービス）	所在地	事業所名
介護支援専門員		
訪問介護		
介護施設		

3 使用する期間

令和 年 月 日から契約が終了するまで。

4 条 件

- （１）個人情報の提供は必要最小限とし、提供に当たっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- （２）個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておくこと。

介護サービス事業者 天草地域介護センター
氏名 岩崎 百合子 印

令和 年 月 日

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印

代理人（関係 ） 住所 _____

※利用者が記入できない場合

氏名 _____ 印

個人情報保護法取り扱いについて

当事業所では、個人情報保護法の適切な取り扱いのため、ご利用者様へ情報の利用目的をお知らせしています。

当事業所における個人情報の利用目的について

[事業所内部での利用事例]

- 1 利用者様等に提供する居宅介護支援サービス計画作成について（課題分析、居宅サービス計画、評価）に利用します。
- 2 介護報酬請求事務に利用します。
- 3 利用者様にかかる管理運営業務に利用します。
 - ① 利用者管理（更新申請等）
 - ② 会計・経理
 - ③ 事故等の報告
 - ④ 利用者の介護サービス計画の向上
 - ⑤ 学生実習への協力

[他の事業者等への情報提供を伴う事例]

- ① 居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業所（短期入所施設、通所施設、訪問関係事業所、介護機器事業所等）との連携
- ② サービス担当者会議での情報の共有のため
- ③ 居宅サービス計画作成の為、外部の医師等の意見・助言を求める場合
- ④ 担当者への照会依頼等の場合
- ⑤ 家族等への心身の状況説明
- ⑥ 審査支払い機関へのレセプトの提出
- ⑦ 審査支払い機関又は保険者からの照会への回答
- ⑧ 損害賠償保険等に係る保険会社等への相談又は届け出等

[その他の利用]

- ① 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ② 外部監査機関への情報提供

○ お申し出がないものについては、同意していただけたものとして
取り扱わせていただきます。

○これからのお申し出は、後からいつでも撤回、変更等を行うことができます。

○以上、個人情報の取り扱いには細心の注意を払っています。何かお気付きの点、ご質問につきましては、相談員まで申し出下さい